

# 京都エコノミック・ガーデニング 支援強化事業

平成28年度  
応募要領

京 都 府  
公益財団法人京都産業21

# 京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業

## 第1 趣 旨

京都経済を取り巻く状況は、様々な変化が進行しており、グローバル経済が大前提となった現在においては、TPP、新興諸国における技術の高度化、為替変動等の要因に加え、消費増税、人口減少に伴う経済規模縮小の懸念等、国内事情も京都企業の事業活動に大きく影響する状況にあります。

こうした中、京都経済の更なる活性化、発展のためには、精緻なものづくり技術の集積や、伝統に培われた文化との融合や産学公連携などの京都の強みを活かしながら、地域の中小企業を地域でしっかり支援する産業政策の展開が必要です。

本事業はこのような考えのもと、地域の企業が成長する環境をつくる「京都版エコノミック・ガーデニング」と称する産業育成施策の一貫として、京都府の補助を受けて創設したものです。

様々な業種・業態の京都企業の皆さまを対象に、販路開拓活動、小売サービスの商品開発、本格的な試作・研究開発、設備投資等、より多くの事業計画に対応し、計画段階から本格展開まで一貫支援するパッケージ型の支援制度を、伴走型支援の下で展開することで、京都企業の皆さまの活動を応援し、地域経済の「成長の芽」となる京都企業の創生を目的としています。

## 第2 事業体系

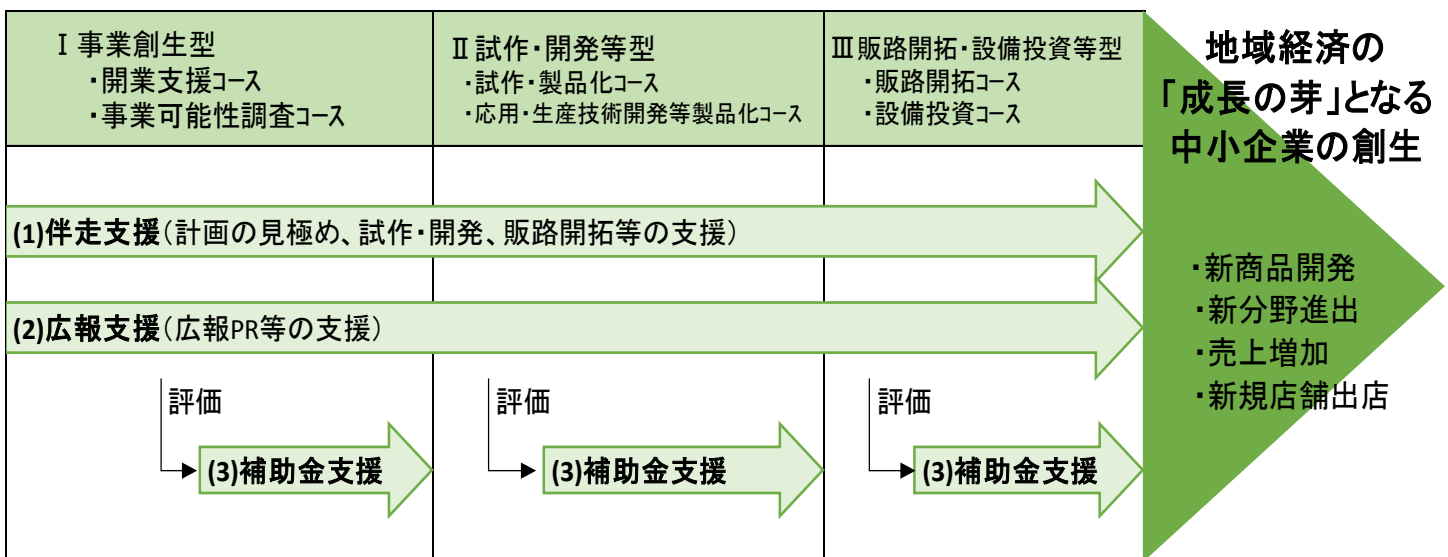
京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業は、企業単独に対し、新商品開発や新分野進出実現のための多様な事業化の段階（計画～販路開拓・設備投資）に対応できるよう、以下の3つの支援メニューを設けています。複数年度にわたる段階的な活用もできますので、企業の皆さまの実情に応じてご活用ください。

### 1 取組内容

- I 事業創生型（開業支援（開業5年まで）コース、事業可能性調査コース）  
新規事業計画の見極めのための市場調査等を支援
- II 試作・開発等型（試作・製品化コース、応用・生産技術開発等製品化コース）  
製品化に必要な試作、応用・生産技術開発を支援
- III 販路開拓・設備投資等型（販路開拓コース、設備投資コース）  
事業化に向けた販路開拓や量産設備導入を支援

### 2 支援内容

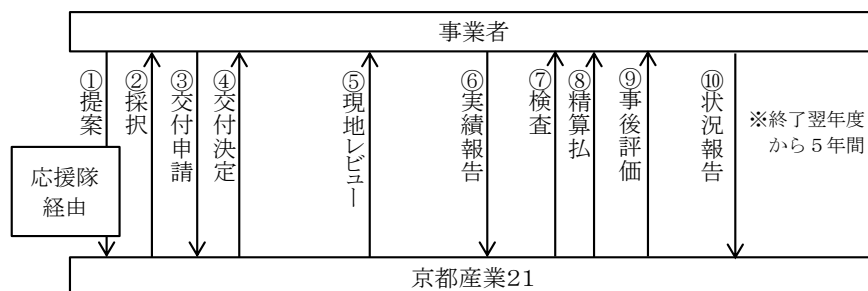
- (1) 伴走支援  
中小企業応援隊や公益財団法人京都産業21（以下「京都産業21」という。）等のコーディネータによる、計画の見極めから試作・開発、販路開拓等に至るまでの一連の支援
- (2) 広報支援  
京都産業21、京都府等による広報PRの支援
- (3) 補助金支援  
京都産業21（京都府）からの補助金交付による支援（評価・選定）



**第3 事業体系別概要**

**【I 事業創生型】**

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 1 対象事業 | ① 開業支援（開業後5年まで）コース  | ② 事業可能性調査コース  |
|        | 開業後5年以内で、新たな市場の創出を目的とした新規事業に関する需要開拓の取り組み（市場調査、試作・開発、商品等の改良、情報発信・広報宣伝、販路開拓等）   | 新商品開発や新分野進出を実現するために行うもので、自社の強みを活かした新規事業計画の見極め及びブラッシュアップのための取り組み（市場調査、試作・開発、商品等の改良、情報発信・広報宣伝、販路開拓等）  |
| 2 応募資格 | 自社独自の強みを活かし、新商品・新サービス・新ビジネスモデル等の開発、新分野進出等の新規事業に取り組む企業であって、 <u>京都府内に本提案事業を遂行する拠点となる本社、事業所、研究所、工場などを置く中小企業者</u> とします。<br>また、中小企業応援隊（9 応募手続の（3）提出先参照）の継続的なサポートがあることが要件です。<br>平成23年4月1日以降に個人開業又は法人等の設立を行っている者   |   |
|        | （注1）対象となる中小企業者は、別表1に掲げる個人又は会社及び別表2に掲げる組合等で、別表3に掲げる者は対象外   |   |
| 3 対象期間 | 原則として補助金交付決定日から12ヶ月間  |   |
|        | （注2）事業遂行上やむを得ない場合に限り、例外として補助金交付決定日より前に事業着手することを認める場合があります。その場合でも事前着手ができるのは平成28年4月1日以降です。（詳細はFAQ 5 対象期間関連-2を参照ください。）   |   |
| 4 補助率等 | 提案事業の実施に直接必要な別表4に記載の補助対象経費の1/2以内  |   |
|        | （注3）原則として、補助対象期間内に発注・契約、納品・支払を完了することが必要です。  |   |
| 5 支援規模 | 100万円以内   | 100万円以内   |
| 6 採択予定 | 10件程度   |   |
|        | （注4）補助金は予算の範囲内で交付し、申請多数の場合等は、補助金減額または不採択となることがあります。   |   |
| 7 評価内容 | <b>(1)事業計画の実現性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな価値を提供する商品、サービス等を具体的に想定し、且つ、競合事業者に対して優位性はあるか。</li> <li>顧客ニーズやターゲット市場が明確で、そのアプローチ方法について、具体的に検討しているか。</li> <li>計画を具体的に策定し、補助対象期間内に、目標達成できる見込みがあるか。</li> </ul> <b>(2)事業の持続性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するための経営資源（体制、資金等）、又はその確保のための戦略を有するか。</li> <li>予想売上高・経費等が妥当で、収益・採算が見込めるか。</li> <li>需要創出や雇用創出等を通じ、地域経済の活性化に貢献することが期待されるか。</li> </ul> | <b>(1)新規事業の目的妥当性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業者の課題・強みが明確で、新商品等の開発等の新規事業の目的が合致しているか。</li> <li>新規事業の課題・強みが明確で、テストマーケティングの目的が合致しているか。</li> </ul> <b>(2)新規事業の実施体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>試作品等の開発の方法・時期・規模等について具体的に検討しているか。</li> <li>テストマーケティングの方法・時期・規模等について具体的に検討しているか。</li> </ul> <b>(3)新規事業への発展性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品等の特性（機能・性能等）・価格等について具体的に説明できるレベルであり、競合商品等との優位性または差別化要素があるか。</li> </ul> |
|        | 8 全体フロー   | 次のとおり、事業の提案、評価を経て採択し、交付申請及び実績報告を行っていただきます。（補助対象期間内に現地レビューを実施。）<br>また、事業終了翌年度から5年間は状況報告を行っていただきます。   |



|                  |  |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|------------------|--|------------------|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 9 応募手続           | <p>(1)募集期間 <b>平成 28 年 8 月 9 日 (火) ～10 月 7 日 (金) 17 時必着</b>※採択は 11 月頃を予定</p> <p>(2)提案書類 <b>別表 5</b>に記載の書類を提出してください。様式は次の URL からダウンロードできます。<br/> <b>京都産業 21 ホームページ</b> <a href="https://www.ki21.jp/kobo/h28/eg/egtop.html">https://www.ki21.jp/kobo/h28/eg/egtop.html</a></p> <p>(注 5)提案書及び事業計画書等の作成書類は、A 4 判、片面印刷で提出してください。<br/> 記入は内容の正確を期すため、Word を使用し、判読し易く作成してください。<br/> 提案書及び事業計画書は日本語で作成してください。</p> <p>(注 6)提出書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、<br/> 提案事業者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。</p> <p>(注 7)提出書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、<br/> 審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。</p>  |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | <p>(3)提出先 <b>郵送不可</b></p> <p>本補助制度では、対象事業が適正かつ効果的に進められるように、中小企業応援隊の継続的なサポートがあることを要件としています。事業計画、支援計画等についてよくご相談ください。</p>   |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 539 472 853">提出先<br/>(中小企業応援隊)</td> <td data-bbox="472 539 1503 651">(公財)京都産業 2 1 企画総務部補助金支援グループ 電話 075-315-8935<br/>〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="472 651 1503 730">(公財)京都産業 2 1 北部支援センター<br/>電話 0772-69-3675 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山 225</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="472 730 1503 801">(公財)京都産業 2 1 けいはんな支所 (けいはんなナレッジ・イノベーションセンター (KICK) 内) 電話 0774-95-2220<br/>〒619-0294 京都府木津川市木津川台 9 丁目 6 番・相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="472 801 1503 853">最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会</td> </tr> </table>  | 提出先<br>(中小企業応援隊) | (公財)京都産業 2 1 企画総務部補助金支援グループ 電話 075-315-8935<br>〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内 |  | (公財)京都産業 2 1 北部支援センター<br>電話 0772-69-3675 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山 225 |  | (公財)京都産業 2 1 けいはんな支所 (けいはんなナレッジ・イノベーションセンター (KICK) 内) 電話 0774-95-2220<br>〒619-0294 京都府木津川市木津川台 9 丁目 6 番・相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番 1 |  | 最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会                             |  |  |  |   |
| 提出先<br>(中小企業応援隊) | (公財)京都産業 2 1 企画総務部補助金支援グループ 電話 075-315-8935<br>〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内  |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | (公財)京都産業 2 1 北部支援センター<br>電話 0772-69-3675 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山 225  |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | (公財)京都産業 2 1 けいはんな支所 (けいはんなナレッジ・イノベーションセンター (KICK) 内) 電話 0774-95-2220<br>〒619-0294 京都府木津川市木津川台 9 丁目 6 番・相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番 1   |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | 最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会   |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 882 472 1335">その他の<br/>相談先</td> <td data-bbox="472 882 1503 960">京都府商工労働観光部特区・イノベーション課<br/>電話 075-414-4853 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="472 960 1503 1039">京都府商工労働観光部ものづくり振興課<br/>電話 075-414-4851 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="472 1039 1503 1117">京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室<br/>電話 0774-21-2103 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="472 1117 1503 1196">京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br/>電話 0771-23-4438 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="472 1196 1503 1274">京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br/>電話 0773-62-2506 〒625-0036 舞鶴市宇浜 2020</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="472 1274 1503 1335">京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室<br/>電話 0772-62-4304 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855</td> </tr> </table> | その他の<br>相談先      | 京都府商工労働観光部特区・イノベーション課<br>電話 075-414-4853 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る                    |  | 京都府商工労働観光部ものづくり振興課<br>電話 075-414-4851 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る     |  | 京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0774-21-2103 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6  |  | 京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0771-23-4438 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1 |  | 京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0773-62-2506 〒625-0036 舞鶴市宇浜 2020 |  | 京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0772-62-4304 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855 |
| その他の<br>相談先      | 京都府商工労働観光部特区・イノベーション課<br>電話 075-414-4853 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る   |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | 京都府商工労働観光部ものづくり振興課<br>電話 075-414-4851 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る  |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | 京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0774-21-2103 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6  |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | 京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0771-23-4438 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1   |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | 京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0773-62-2506 〒625-0036 舞鶴市宇浜 2020   |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                  | 京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0772-62-4304 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855  |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
| 10 評価方法          | <p style="text-align: center;">書面評価</p> <p>(注 8)外部有識者等で構成される意見聴取会で行います。意見聴取会は非公開で行われ、評価経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。また、評価において、必要に応じて京都産業 2 1 又は京都府関係者等がヒアリング等を実施することがあります。また、その際、追加資料の提出を求められることがあります。</p>  |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |
| 11 その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「同じコースの複数回適用」並びに「複数のコースの同時適用」を同一事業計画で受けることはできません。</li> <li>・提案書類 (別表 5) の他、別表 6～8 にもご注意ください。</li> <li>・採択された提案事業者には補助金交付申請に基づき補助金を交付決定します。なお、事業採択及び補助金交付決定により必ずしも資金支援額が確定するものではありませんのでご注意ください。</li> <li>・応募要領のほか、FAQ も併せて熟読いただいた上でご応募ください。</li> </ul>  |                  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |

【Ⅱ 試作・開発等型】

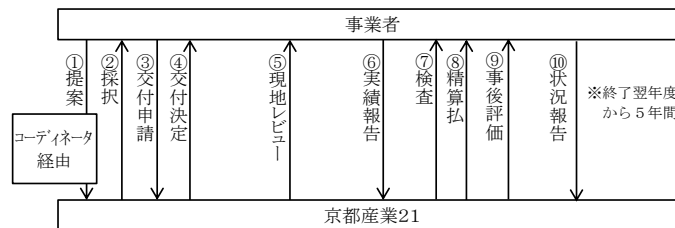
|        |   |   |
|--------|---|---|
| 1 対象事業 | <p>① 試作・製品化コース</p> <p>開発目標とする製品・サービスの基本的な機能を備えた試作品やサービス基盤等の開発を行い、機能性や必要スペック等の検証・達成を目指すもの（最終的な製品化に向けた生産技術開発や応用化・実用化へ発展可能なもの）</p> <p>※したがって、本格的な製品開発に向けての基本技術の確立や、可能性調査等、一定の蓄積があることが前提となります。また、当該コースの資金支援規模の範囲内で製品化まで可能な、小規模開発案件の提案も歓迎します。</p>  | <p>② 応用・生産技術開発等製品化コース</p> <p>基本機能を実装した試作品・サービス基盤等の開発経過の蓄積を前提として、実用化に向けた応用研究や生産技術開発を通して、製品等開発の完遂、事業化達成を目指すもの（研究開発要素の薄い量産設備等の整備は含まれません。）。</p> |
| 2 応募資格 | <p>自社独自の強みを活かし、本格的な製品開発（試作段階から応用・生産技術開発）を目指す京都府内に本提案事業を遂行する拠点となる本社、事業所、研究所、工場などを置く中小企業者とします。</p> <p>また、京都産学公連携機構に登録しているコーディネータ（9 応募手続の（3）提出先参照）の継続的なサポートがあることが要件です。</p> <p>（注 1）対象となる中小企業者は、別表 1 に掲げる個人又は会社及び別表 2 に掲げる組合等で、別表 3 に掲げる者は対象外</p>   |   |
| 3 対象期間 | <p>原則として補助金交付決定日から 12 ヶ月間</p> <p>（注 2）事業遂行上やむを得ない場合に限り、例外として補助金交付決定日より前に事業着手することを認める場合があります。その場合でも事前着手ができるのは平成 28 年 4 月 1 日以降です。（詳細はFAQ 5 対象期間関連-2 を参照ください。）</p>  |   |
| 4 補助率等 | <p>提案事業の実施に直接必要な別表 4 に記載の補助対象経費の 1 / 2 以内</p> <p>（注 3）原則として、補助対象期間内に発注・契約、納品・支払を完了することが必要です。</p>  |   |
| 5 支援規模 | 1,000 万円以内（下限 100 万円）   | 3,000 万円以内（下限 1,000 万円）   |
| 6 採択予定 | <p>6 件程度</p> <p>（注 4）補助金は予算の範囲内で交付し、申請多数の場合等は、補助金減額または不採択となることがあります。</p>  |   |
| 7 評価内容 | <p><b>(1) 事業化可能性及び早期実行性の評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予想される市場において、今回開発する製品が競合製品に比べ价格的・性能的に優位性があり、かつ、予想市場規模及び市場占有率が妥当であること。</li> <li>・ 製造・サービス、販売、市場獲得等の事業化計画が具体的であり、かつ、その想定するスペックや価格が、現在及び近い将来の市場動向等から見て妥当であること。</li> <li>・ 事業計画全体の中で、研究開発計画が段階に応じた適切な内容・期間とされており、実行可能性が現実的であること。</li> </ul> <p><b>(2) 研究開発内容の評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品開発等の観点から、研究開発の目的・目標が当該事業分野での最近の技術水準や今後の技術トレンド等と比較して適切であること。</li> <li>・ 研究開発目標を達成するために、研究開発課題が明確に抽出されており、その課題の解決方法やスケジュールなど、開発全体が適切であり、整合性が図られていること。</li> </ul> <p><b>(3) 研究開発体制及び研究開発能力の妥当性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金、人材、技術等の経営資源が研究開発の内容に応じて十分に備わっていること。</li> <li>・ 開発体制及び技術者の開発能力が実施上妥当であること。</li> </ul> <p><b>(4) 研究開発費の妥当性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発に要する金額が事業計画等に照らして妥当であり、研究開発の内容に応じて適切な経費が計上されていること。</li> </ul> <p><b>(5) 地域経済への波及効果等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済の活性化や新規雇用創出等に寄与することが期待できること。</li> <li>・ 開発の成果により、中小企業が保有する技術の活用、技術力向上、販路拡大等の波及効果が期待できること。</li> </ul> |   |

**(6)試作品開発等の発展性**

- ・単なる試作品開発等に留まらず、製品開発の完了や事業化へ向けて更なる発展性が望める研究開発であること。
- ・下記の条件を全て満たす試作品の完成が見込まれること
  - ア 顧客に対し実演（デモ）が可能で、商品化の計画（販売時期、販売見込み価格、付加できる機能等）について説明できるレベルであること。
  - イ デモは、単に『動く』だけではなく、従来技術・商品と比較して優位性を説明できるレベルであること。
  - ウ 販売に必要な規制・規格を概ねクリアしていること。
- また、使用時の安全性、商品としての基本的要件に関する課題が解決されていること。
- エ 特許出願等、当該試作品を活用した事業化の遂行に不可欠な産業財産権の確保が考慮されていること。

**8 全体フロー**

次のとおり、事業の提案、評価を経て採択し、交付申請及び実績報告を行っていただきます。（補助対象期間内に現地レビューを実施。）また、事業終了翌年度から5年間は状況報告を行っていただきます。



**9 応募手続**

- (1)募集期間 **平成 28 年 8 月 9 日（火）～10 月 7 日（金） 17 時必着**※採択は 12 月頃を予定
- (2)提案書類 **別表 5**に記載の書類を提出してください。様式は次の URL からダウンロードできます。  
**京都産業 21 ホームページ** <https://www.ki21.jp/kobo/h28/eg/egtop.html>
- (注 5)提案書及び事業計画書等の作成書類は、A4判、片面印刷で提出してください。  
 記入は内容の正確を期すため、Word を使用し、判読し易く作成してください。  
 提案書及び事業計画書は日本語で作成してください。
- (注 6)提出書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案事業者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。
- (注 7)提出書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。
- (3)提出先<持参又は郵送>
- 本補助制度では対象事業が適正かつ効果的に進められるように、京都産学公連携機構に登録したコーディネータ（京都産業 21 ほか）の継続的なサポートがあることを要件としています。事業計画、支援計画等についてよくご相談ください。

|         |  |
|---------|--|
| 提出先     | (公財)京都産業 21 イノベーション推進産学公住連携グループ 電話 075-315-9425<br>〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内                              |
|         | (公財)京都産業 21 北部支援センター<br>電話 0772-69-3675 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山 225   |
|         | (公財)京都産業 21 けいはんな支所 (けいはんなイノベーションセンター (KICK) 内) 電話 0774-95-2220<br>〒619-0294 京都府木津川市木津川台 9 丁目 6 番・相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番 1 |
| その他の相談先 | 京都府商工労働観光部特区・イノベーション課<br>電話 075-414-4853 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る   |

**10 評価方法**

書面（1次）評価、プレゼンテーション（2次）評価

(注 8)外部有識者等で構成される意見聴取会で行います。意見聴取会は非公開で行われ、評価経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。また、評価において、必要に応じて京都産業 21 又は京都府関係者等がヒアリング等を実施することがあります。また、その際、追加資料の提出を求められることがあります。

**11 その他**

- ・「同じコースの複数回適用」並びに「複数のコースの同時適用」を同一事業計画で受けることはできません。
- ・提案書類（別表 5）の他、別表 6～8 にもご注意ください。
- ・総括代表者（プロジェクトリーダー）を置くこと。なお、次のいずれにも該当すること。
  - a) 高い事業化能力や事業化に向けた強い意志があり、研究開発の企画立案並びに実施及び成果管理の全てについて統括を行う能力を有していること。
  - b) 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できていること。
- ・採択された提案事業者には補助金交付申請に基づき補助金を交付決定します。なお、事業採択及び補助金交付決定により必ずしも資金支援額が確定するものではありませんのでご注意ください。
- ・応募要領のほか、FAQ も併せて熟読いただいた上でご応募ください。

【Ⅲ 販路開拓・設備投資等型】

| 1 対象事業   | ① 販路開拓コース   | ② 設備投資コース  |  |   |
|--|---|--|--|---|
|  | <p>新商品開発や新分野進出を実現するために行うもので、自社の強みを活かした優位性又は差別化要素を備えた新規事業に関する需要開拓の取り組み（市場調査、試作・開発、商品等の改良、情報発信・広報宣伝、販路開拓等）</p>  | <p>新商品開発や新分野進出を実現するために行うもので、新規事業の事業化段階における生産体制の構築、販売・サービス提供の拠点整備等</p> <p>(注 1) 研究開発や試作、販路開拓などの取組は対象となりません。</p> <p>(注 2) 導入した設備等は府内の工場・事業所等に設置される必要があります。</p> |  |   |
| 2 応募資格   | <p>自社独自の強みを活かし、新商品・新サービス・新ビジネスモデル等の開発、新分野進出等の新規事業に取り組む企業であって、<u>京都府内に本提案事業を遂行する拠点となる本社、事業所、研究所、工場などを置く中小企業者</u>とします。</p> <p>また、中小企業応援隊（9 応募手続の（3）提出先参照）の継続的なサポートがあることが要件です。</p> <p>(注 3) 対象となる中小企業者は、<b>別表 1</b> に掲げる個人又は会社及び<b>別表 2</b> に掲げる組合等で、<b>別表 3</b> に掲げる者は対象外</p>   |  |  |   |
| 3 対象期間   | <p>原則として補助金交付決定日から 12 ヶ月間</p> <p>(注 4) 事業遂行上やむを得ない場合に限り、例外として補助金交付決定日より前に事業着手することを認める場合があります。その場合でも事前着手ができるのは平成 28 年 4 月 1 日以降です。（詳細はFAQ 5 対象期間関連-2 を参照ください。）</p>   |  |  |   |
| 4 補助率等   | <p>提案事業の実施に直接必要な<b>別表 4</b> に記載の補助対象経費の 1 / 2 以内</p> <p>(注 5) 原則として、補助対象期間内に発注・契約、納品・支払を完了することが必要です。</p>  | <p>提案事業の実施に直接必要な<b>別表 4</b> に記載の補助対象経費の 1 5 % 以内</p>   |  |   |
| 5 支援規模   | 1,000 万円以内（下限 100 万円）   | 3,000 万円以内（下限 100 万円）  |  |   |
| 6 採択予定   | 10 件程度  | 10 件程度   |  |   |
| 7 評価内容   | <p>(注 6) 補助金は予算の範囲内で交付し、申請多数の場合等は、補助金減額または不採択となることがあります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>(1) 新規事業の実現性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定する市場が明確で、そのアプローチ方法について具体的に検討しているか。</li> <li>・商品等の特性（機能・性能等）・価格等について具体的に想定し、競合商品等との優位性又は差別化要素があり、現在及び近い将来の市場動向から見て妥当であるか。</li> <li>・生産の方法・設備・材料確保、商品等の販売・広報、人材の確保・育成等について具体的に想定し、補助対象期間内に販売開始できる見込みがあるか。</li> </ul> <p><b>(2) 新規事業の持続性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想売上高・経費等が妥当で、収益・採算が見込めるか。</li> <li>・既存事業を含む提案事業者の事業全体から見て、新規事業を継続するための経営資源（体制、資金等）、マネジメント力を有する、又はその確保のための戦略を有するか。</li> </ul> <p><b>(3) 新規事業の発展性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業が提案事業者の課題を補うか、又は既存事業とのシナジー効果を生むか。</li> <li>・地域経済の活性化、新規雇用創出等に寄与することが期待されるか。</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>(1) 設備投資の妥当性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定する市場が明確で、そのアプローチ方法について具体的に検討しているか。</li> <li>・商品等の特性（機能・性能等）・価格等について具体的に想定し、競合商品等との優位性又は差別化要素があり、現在及び近い将来の市場動向から見て妥当であるか。</li> <li>・生産の方法・設備・材料確保、商品等の販売・広報、人材の確保・育成等について具体的に想定し、補助対象期間内に販売開始できる見込みがあるか。</li> </ul> </td> </tr> </table> |  | <p><b>(1) 新規事業の実現性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定する市場が明確で、そのアプローチ方法について具体的に検討しているか。</li> <li>・商品等の特性（機能・性能等）・価格等について具体的に想定し、競合商品等との優位性又は差別化要素があり、現在及び近い将来の市場動向から見て妥当であるか。</li> <li>・生産の方法・設備・材料確保、商品等の販売・広報、人材の確保・育成等について具体的に想定し、補助対象期間内に販売開始できる見込みがあるか。</li> </ul> <p><b>(2) 新規事業の持続性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想売上高・経費等が妥当で、収益・採算が見込めるか。</li> <li>・既存事業を含む提案事業者の事業全体から見て、新規事業を継続するための経営資源（体制、資金等）、マネジメント力を有する、又はその確保のための戦略を有するか。</li> </ul> <p><b>(3) 新規事業の発展性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業が提案事業者の課題を補うか、又は既存事業とのシナジー効果を生むか。</li> <li>・地域経済の活性化、新規雇用創出等に寄与することが期待されるか。</li> </ul> | <p><b>(1) 設備投資の妥当性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定する市場が明確で、そのアプローチ方法について具体的に検討しているか。</li> <li>・商品等の特性（機能・性能等）・価格等について具体的に想定し、競合商品等との優位性又は差別化要素があり、現在及び近い将来の市場動向から見て妥当であるか。</li> <li>・生産の方法・設備・材料確保、商品等の販売・広報、人材の確保・育成等について具体的に想定し、補助対象期間内に販売開始できる見込みがあるか。</li> </ul> |
| <p><b>(1) 新規事業の実現性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定する市場が明確で、そのアプローチ方法について具体的に検討しているか。</li> <li>・商品等の特性（機能・性能等）・価格等について具体的に想定し、競合商品等との優位性又は差別化要素があり、現在及び近い将来の市場動向から見て妥当であるか。</li> <li>・生産の方法・設備・材料確保、商品等の販売・広報、人材の確保・育成等について具体的に想定し、補助対象期間内に販売開始できる見込みがあるか。</li> </ul> <p><b>(2) 新規事業の持続性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想売上高・経費等が妥当で、収益・採算が見込めるか。</li> <li>・既存事業を含む提案事業者の事業全体から見て、新規事業を継続するための経営資源（体制、資金等）、マネジメント力を有する、又はその確保のための戦略を有するか。</li> </ul> <p><b>(3) 新規事業の発展性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業が提案事業者の課題を補うか、又は既存事業とのシナジー効果を生むか。</li> <li>・地域経済の活性化、新規雇用創出等に寄与することが期待されるか。</li> </ul> | <p><b>(1) 設備投資の妥当性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定する市場が明確で、そのアプローチ方法について具体的に検討しているか。</li> <li>・商品等の特性（機能・性能等）・価格等について具体的に想定し、競合商品等との優位性又は差別化要素があり、現在及び近い将来の市場動向から見て妥当であるか。</li> <li>・生産の方法・設備・材料確保、商品等の販売・広報、人材の確保・育成等について具体的に想定し、補助対象期間内に販売開始できる見込みがあるか。</li> </ul>   |  |  |   |
| 8 全体70-  | <p>次のとおり、事業の提案、評価を経て採択し、交付申請及び実績報告を行っていただきます。（補助対象期間内に現地レビューを実施。）</p> <p>また、事業終了翌年度から 5 年間は状況報告を行っていただきます。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     subgraph BusinessOwner [事業者]         B1[① 提案]         B2[② 採択]         B3[③ 交付申請]         B4[④ 交付決定]         B5[⑤ 現地レビュー]         B6[⑥ 実績報告]         B7[⑦ 検査]         B8[⑧ 精算]         B9[⑨ 事後評価]         B10[⑩ 状況報告]     end     subgraph KyotoIndustry21 [京都産業21]         K1[① 提案]         K2[② 採択]         K3[③ 交付申請]         K4[④ 交付決定]         K5[⑤ 現地レビュー]         K6[⑥ 実績報告]         K7[⑦ 検査]         K8[⑧ 精算]         K9[⑨ 事後評価]         K10[⑩ 状況報告]     end     B1 --&gt; K1     B2 --&gt; K2     B3 --&gt; K3     B4 --&gt; K4     B5 --&gt; K5     B6 --&gt; K6     B7 --&gt; K7     B8 --&gt; K8     B9 --&gt; K9     B10 --&gt; K10     Support[応援隊 経由] --&gt; B1     Support --&gt; B2     Support --&gt; B3     Support --&gt; B4     Note[※終了翌年度から5年間] --- B10             </pre> </div>  |  |  |   |

|                  |  |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|------------------|--|------------------|---|--|---|--|--|--|--------------------------------------|-------------|---|--|--|--|---|--|--|--|--|--|---|
| 9 応募手続           | <p>(1)募集期間 <b>平成 28 年 8 月 9 日 (火) ～10 月 7 日 (金) 17 時必着</b>※採択は 12 月頃を予定</p> <p>(2)提案書類 <b>別表 5</b>に記載の書類を提出してください。様式は次の URL からダウンロードできます。<br/> <b>京都産業 21 ホームページ</b> <a href="https://www.ki21.jp/kobo/h28/eg/egtop.html">https://www.ki21.jp/kobo/h28/eg/egtop.html</a></p> <p>(注 7)提案書及び事業計画書等の作成書類は、A 4 判、片面印刷で提出してください。<br/> 記入は内容の正確を期すため、Word を使用し、判読し易く作成してください。<br/> 提案書及び事業計画書は日本語で作成してください。</p> <p>(注 8)提出書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、<br/> 提案事業者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。</p> <p>(注 9)提出書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、<br/> 審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。</p> <p>(3)提出先 <b>郵送不可</b></p> <p>本補助制度では、対象事業が適正かつ効果的に進められるように、中小企業応援隊の継続的なサポートがあることを要件としています。事業計画、支援計画等についてよくご相談ください。</p> <table border="1" data-bbox="288 539 1503 869"> <tr> <td data-bbox="288 539 475 734">提出先<br/>(中小企業応援隊)</td> <td data-bbox="475 539 1503 651">(公財)京都産業 2 1 企画総務部補助金支援グループ 電話 075-315-8935<br/>〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 651 1503 734">(公財)京都産業 2 1 北部支援センター<br/>電話 0772-69-3675 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山 225</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 734 1503 824">(公財)京都産業 2 1 けいはんな支所 (けいはんなナレッジインnovationセンター (KICK) 内) 電話 0774-95-2220<br/>〒619-0294 京都府木津川市木津川台 9 丁目 6 番・相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 824 1503 869">最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="288 902 1503 1323"> <tr> <td data-bbox="288 902 475 1323">その他の<br/>相談先</td> <td data-bbox="475 902 1503 981">京都府商工労働観光部特区・イノベーション課<br/>電話 075-414-4853 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 981 1503 1059">京都府商工労働観光部ものづくり振興課<br/>電話 075-414-4851 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 1059 1503 1137">京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室<br/>電話 0774-21-2103 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 1137 1503 1216">京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br/>電話 0771-23-4438 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 1216 1503 1294">京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br/>電話 0773-62-2506 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="475 1294 1503 1323">京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室<br/>電話 0772-62-4304 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855</td> </tr> </table> | 提出先<br>(中小企業応援隊) | (公財)京都産業 2 1 企画総務部補助金支援グループ 電話 075-315-8935<br>〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内 |  | (公財)京都産業 2 1 北部支援センター<br>電話 0772-69-3675 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山 225 |  | (公財)京都産業 2 1 けいはんな支所 (けいはんなナレッジインnovationセンター (KICK) 内) 電話 0774-95-2220<br>〒619-0294 京都府木津川市木津川台 9 丁目 6 番・相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番 1 |  | 最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会 | その他の<br>相談先 | 京都府商工労働観光部特区・イノベーション課<br>電話 075-414-4853 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 |  | 京都府商工労働観光部ものづくり振興課<br>電話 075-414-4851 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 |  | 京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0774-21-2103 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6 |  | 京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0771-23-4438 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1 |  | 京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0773-62-2506 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020 |  | 京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0772-62-4304 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855 |
| 提出先<br>(中小企業応援隊) | (公財)京都産業 2 1 企画総務部補助金支援グループ 電話 075-315-8935<br>〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内  |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|                  | (公財)京都産業 2 1 北部支援センター<br>電話 0772-69-3675 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山 225  |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|                  | (公財)京都産業 2 1 けいはんな支所 (けいはんなナレッジインnovationセンター (KICK) 内) 電話 0774-95-2220<br>〒619-0294 京都府木津川市木津川台 9 丁目 6 番・相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番 1   |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|                  | 最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会   |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
| その他の<br>相談先      | 京都府商工労働観光部特区・イノベーション課<br>電話 075-414-4853 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入  |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|                  | 京都府商工労働観光部ものづくり振興課<br>電話 075-414-4851 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入   |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|                  | 京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0774-21-2103 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6  |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|                  | 京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0771-23-4438 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1   |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|                  | 京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0773-62-2506 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020   |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|                  | 京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室<br>電話 0772-62-4304 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855  |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
| 10 評価方法          | 書面 (1 次) 評価、プレゼンテーション (2 次) 評価   |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|                  | (注 10)外部有識者等で構成される意見聴取会で行います。意見聴取会是非公開で行われ、評価経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。また、評価において、必要に応じて京都産業 2 1 又は京都府関係者等がヒアリング等を実施することがあります。また、その際、追加資料の提出を求めることがあります。  |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
| 11 その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「同じコースの複数回適用」並びに「複数のコースの同時適用」を同一事業計画で受けることはできません。</li> <li>・提案書類 (別表 5) の他、別表 6～8 にもご注意ください。</li> <li>・採択された提案事業者には補助金交付申請に基づき補助金を交付決定します。なお、事業採択及び補助金交付決定により必ずしも資金支援額が確定するものではありませんのでご注意ください。</li> <li>・応募要領のほか、FAQ も併せて熟読いただいた上でご応募ください。</li> </ul>  |                  |   |  |   |  |  |  |                                      |             |   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |



## 別表1 対象となる中小企業者（個人又は会社）

資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人又は会社(注1)

| 主たる事業を営んでいる業種(注2)                             | <資本金基準><br>資本金の額又は<br>出資の総額 | <従業員基準><br>常時使用する<br>従業員の数(注3) |
|---|-----------------------------|--------------------------------|
| 製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）                       | 3億円以下                       | 300人以下                         |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下                       | 900人以下                         |
| 卸売業   | 1億円以下                       | 100人以下                         |
| サービス業（下記以外）                                   | 5千万円以下                      | 100人以下                         |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業                            | 3億円以下                       | 300人以下                         |
| 旅館業   | 5千万円以下                      | 200人以下                         |
| 小売業   | 5千万円以下                      | 50人以下                          |

(注1)株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社

(注2)統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する日本標準産業分類による。

(注3)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

## 別表2 対象となる組合等

|                             |
|-----------------------------|
| (1) 企業組合                    |
| (2) 協業組合                    |
| (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会  |
| (4) 商工組合                    |
| (5) その他の法律により設立された組合及びその連合会 |
| (6) 有限責任事業組合                |

(注) 組合事業のうち、営利目的で実施する事業が補助対象となる。

## 別表3 対象とならない者

|                         |  |
|-------------------------|--|
| (1) いわゆる「みなし大企業」に該当する場合 | 次のいずれかに該当する者は対象となりません。<br>ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（別表1に該当しない会社）の所有に属している。<br>イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している。<br>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている。  |
| (2) 不正経理・受給及び税の滞納等がある場合 | 国や他の自治体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合は原則応募資格がありません。  |
| (3) その他                 | 次のいずれかに該当するときは対象となりません。<br>ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき。<br>イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。<br>ウ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。<br>エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。<br>オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。<br>カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。<br>キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。<br>ク 対象事業者が、イからカまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(キに該当する場合を除く。)に、京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。<br>ケ 本社又は事業所の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき。 |

#### 別表4 補助対象経費

補助対象経費は、以下の経費のうち、提案事業の実施に直接必要な経費とします。

| 区分                            | 費目  | 例示  | I事業創生型                       | II試作・開発等型                                | III販路開拓・設備投資型 |             |
|-------------------------------|---|---|------------------------------|--|---------------|-------------|
|                               |   |   | ・開業支援<br>・事業可能性調査<br>【コース共通】 | ・試作・製品化<br>・応用・生産技術開発等<br>製品化<br>【コース共通】 | 販路開拓<br>コース   | 設備投資<br>コース |
| 補助<br>対象<br>経費                | 謝金  | 専門家謝金、技術コンサルタント料 等  | ○                            | ○  | ○             | ×           |
|                               | 旅費  | 構成メンバー（役員、従業員等）の本事業の取組に関する旅費、専門家旅費 等  | ○                            | ○  | ○             | ×           |
|                               | 直接人件費   | 構成メンバー（原則、役員を除く。）の本事業の取組に従事する時間に対応する人件費<br>※時間単価は、2,000円を限度とし、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と比較して低い方（所定外労働時間は対象外）とします。 | ○                            | ○  | ○             | ×           |
|                               | 広告宣伝費   | 広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費 等  | ○                            | ○  | ○             | ×           |
|                               | 設備<br>・<br>備品費  | 機械装置・工具器具・備品等の購入費（本格的な事業展開のための生産設備・店舗備品等以外のもので、本事業の遂行に必要な機能、規模と認められるもの。なお、1点当たり10万円以上のものに限る。） 等                   | ○                            | ○  | ○             | ×           |
|                               |   | 機械装置・工具器具・備品等の購入費（本格的な事業展開のための生産設備・店舗備品等であって、1点当たり10万円以上のものに限る。） 等  | ×                            | ×  | ×             | ○           |
|                               | 原材料費  | 試作、応用研究・技術開発を行うために必要な資材、部品等の購入に要する経費 等  | ○                            | ○  | ○             | ×           |
|                               | 消耗品費  | 本事業を行うために必要な消耗品の購入に要する経費で原材料費に属さないもの、1点10万円未満の設備・備品費 等  | ○                            | ○  | ○             | ×           |
|                               | 委託<br>・<br>外注費  | 市場調査・試作設計・実験・外注加工費、試験検査等の委託（大学等との研究受託を含む。京都府が設置した試験研究機関に対する検査手数料は除く）、デザイン料、システム（プログラム）開発、ホームページ制作 等               | ○                            | ○  | ○             | ×           |
|                               |   | 機械装置の設計・設置費 等   | ○                            | ○  | ○             | ○           |
|                               |   | 建物の設計・設置費 等   | ×                            | ×  | ×             | ○           |
|                               | 使用料<br>及び<br>賃借料  | 展示会等の会場費・出展料、店舗・貸会場（販路開拓・実験店舗等に使用するものに限る。）の借上・保守修繕等、機械装置・工具器具、備品の借上（リース・割賦契約を除く）・保守修繕 等                           | ○                            | ○  | ○             | ×           |
|                               |   | 機械装置・工具器具・備品のリース・割賦契約 等<br>（※）補助対象期間中に支払ったリース料又は割賦料の総額を補助対象経費とします。  | ○                            | ○  | ○             | ○<br>（※）    |
| 土地・建物の賃借料（設備を導入し稼働させるまでの経費） 等 |   | ×   | ×                            | ×  | ○             |             |
| 建物等<br>取得費                    | 建物（工場、事務所、倉庫、店舗等）及び建物附属設備（電気・給排水・冷暖房設備、間仕切り等）、構築物の購入及び建設工事費（増改築を含む。）・保守修繕、用地の造成 等（ただし、1点当たり10万円以上のものに限る。） | ×   | ×                            | ×  | ○             |             |
| その他<br>諸経費                    | アルバイト賃金（事業実施に伴う短期アルバイトに限る。）、通信運搬費、手数料（弁理士等に支払う知的財産権等の導入に要する経費）、通訳料、翻訳料等、そのほか特に必要と認める経費                    | ○   | ○                            | ○  | ×             |             |

## 【補助対象外経費の例】

- ・文房具などの一般事務用品
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産）の購入費
- ・土地の購入費
- ・既存の建物・設備等の解体費・処分費
- ・特許維持費・商標権、電話加入権
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・補助金の申請・報告等の書類作成・送付にかかる費用
- ・調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費
- ・設備投資に伴う社内人件費・旅費
- ・労務費、借入に伴う支払利息、公租公課(消費税等)、建物登記費用・官公署に支払う手数料等（京都府が設置する試験研究機関に対する支出も含む）、振込手数料
- ・地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
- ・華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等）
- ・販売（テスト販売を除く）を目的とした製品、商品等の生産に係る経費、製品の販売を目的としたコンテンツ自体の制作費用
- ・料理などの飲食及び贈答のために購入する土産物に係る経費、接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費等

※不明点がある場合は事前にご相談いただきますようお願いいたします。

---

(注 1)原則として補助対象期間中に発注・契約、納品、支払をしたものが対象です。

(注 2)親会社・子会社等への発注・外注を行うことは、原則として認められません。

(注 3)法人税法第 42 号第 1 項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としていますが、本補助金は当てはまりません。

(注 4)補助対象事業について、他の補助金、助成金等の交付を受けている場合は、補助の対象とはなりません（重複充当不可）。ただし、他の補助制度において併願が認められている場合にあつては、併願応募は可能です。

(注 5)機械装置の導入については、使用頻度、必要性、税負担や維持管理コストも考慮の上、調達方法（リース又は購入）を十分検討してください。

## 別表5 提案書類

○印の書類を2部（正1部、副1部）提出してください。（◆）の書類は、1部は原本が必要です。コースごとに提出書類が異なるのでご注意ください。

| 書類名      |   | I 事業創生型        |                | II 試作・開発等型     |                          | III 販路開拓・設備投資等型 |                |
|----------|---|----------------|----------------|----------------|--------------------------|-----------------|----------------|
|          |   | 開業支援<br>コース    | 事業可能性<br>調査コース | 試作・製品化<br>コース  | 応用・生産技術<br>開発等製品化<br>コース | 販路開拓<br>コース     | 設備投資<br>コース    |
| 作成<br>書類 | 提出書類チェックシート（様式1号）   | ○<br>様式1号-1    | ○<br>様式1号-2    | ○<br>様式1号-3    | ○<br>様式1号-4              | ○<br>様式1号-5     | ○<br>様式1号-6    |
|          | 提案書（様式2号）（◆）  | ○<br>様式2号-1    | ○<br>様式2号-2    | ○<br>様式2号-3    | ○<br>様式2号-4              | ○<br>様式2号-5     | ○<br>様式2号-6    |
|          | 経費一覧表（様式3号）   | ○<br>様式3号-1, 2 | ○<br>様式3号-1, 2 | ○<br>様式3号-3    | ○<br>様式3号-4              | ○<br>様式3号-5     | ○<br>様式3号-6    |
|          | CD-R<br>（上記提出資料の内容がすべて記録されたもの1枚）  | ○              | ○              | ○              | ○                        | ○               | ○              |
| 添付<br>書類 | 各認定書の写し（下記に該当がある場合のみ）<br>・ 京都府中小企業応援条例に基づく認定を受けた研究開発事業計画<br>・ 京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業認証制度に基づく認証を受けた知恵の経営報告書<br>・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき京都府知事から承認を受けた経営革新計画 | ○<br>（該当がある場合） | ○<br>（該当がある場合） | ○<br>（該当がある場合） | ○<br>（該当がある場合）           | ○<br>（該当がある場合）  | ○<br>（該当がある場合） |
|          | 開業届の控えの写し   | ○              | —              | —              | —                        | —               | —              |
|          | 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内のもの）（◆）   | ○<br>（法人・組合のみ） | ○<br>（法人・組合のみ） | ○<br>（法人・組合のみ） | ○<br>（法人・組合のみ）           | ○<br>（法人・組合のみ）  | ○<br>（法人・組合のみ） |
|          | 直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書）の写し<br>※個人事業者の場合は、直近1期分の確定申告書の写し   | ○              | ○              | ○              | ○                        | ○               | ○              |
|          | 府税の納税証明書（府税に滞納が無いことの証明書）（◆）<br>（発行後3カ月以内のもの）  | ○              | ○              | ○              | ○                        | ○               | ○              |
|          | 株主一覧表<br>（出資者及び出資額の一覧が記載されているもの）  | ○              | ○              | ○              | ○                        | ○               | ○              |
|          | 特許の出願書類の写し（提案書内に記載したもの）   | —              | —              | ○              | ○                        | —               | —              |
|          | 会社の概要が分かるパンフレット等  | ○              | ○              | ○              | ○                        | ○               | ○              |

## 別表6 採択に関連する留意事項

- ア 事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は事業の継続・成果が期待できないと判断された時は、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。
- イ 採択案件は、提案事業者との事前調整を経た上で、プレス発表など必要に応じて提案事業所名等を公表する場合があります。
- ウ 採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。
- エ 補助事業者は、本事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下、「取得財産」という。）は、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。補助事業終了後であっても、取得価格または効用の増加価格が50万円（税抜き）以上の取得財産を減価償却期間の法定耐用年数内に処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保等に供する処分、廃棄等）しようとする時は、京都産業21理事長の承認を受けなければなりません。
- オ 財産処分を行った際、当該取得財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付しなければなりません。ただし、補助事業者が試作品の開発等のために取得した機械装置等を、生産設備として転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合には、京都産業21の承認を受けることにより、納付義務が免除されます。

## 別表7 進捗管理に関連する留意事項

- (1) 現地レビュー（進捗ヒアリング）及び評価  
補助対象期間に、採択事業者を訪問し、事業進捗状況等について確認します。また、中間期及び終了時に、外部有識者等で構成される意見聴取会等で報告を行っていただくことがありますので、ご協力願います。その際、事業計画の大幅な変更が認められる場合や計画全体の大幅な遅延等が予測される場合には、支援継続にあたり計画変更を求めたり、資金支援の打ち切り、支援金額の減額がなされることがありますので、ご注意ください。  
なお、実施時期は採択事業者と協議の上、決定します。
- (2) フォローアップ報告  
補助事業開始日から、補助対象期間を終了した翌企業会計年度から起算して5年後の企業会計年度終了までの期間は、その後の事業化の進捗事業や成果の波及効果などについて所定の様式により、報告することが必要となります。
- (3) その他  
京都府中小企業応援条例に基づく認定制度の適用  
Ⅱ試作・開発等型及びⅢ販路開拓・設備投資型内販路開拓コースで採択された事業計画は、事業者からの申請に基づき、「京都府元気印中小企業認定制度」に基づく認定を受けることができます。

## 別表8 成果に関連する留意事項

- 補助事業の実施により発生した特許権等の知的財産権、成果の帰属先は、以下の全ての項目を遵守していただくことを条件に、提案事業者（補助事業者）となります。
- ア 知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく京都産業21に報告すること。
- イ 相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、京都産業21が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。
- ウ Ⅱ試作・開発等型及びⅢ販路開拓・設備投資型内販路開拓コースについては、補助事業開始日から、補助対象期間を終了した翌企業会計年度から起算して5年後の企業会計年終了までの間に、事業化等により発生した利益について、支援金額を上限として、京都産業21との調整により本補助金の寄与率等を考慮した基準納付額を算出の上、京都産業21に納付すること。

## 京都府元気印中小企業認定制度の御案内

(京都府中小企業応援条例に基づく認定制度)

本補助金に採択された府内本社中小企業の提案(事業計画)については、一定の手続きにより、京都府中小企業応援条例に基づく認定を受けることができます。

(詳細は、採択の後、お知らせいたします。)

### ○ 認定制度の概要

中小企業者が自社の技術等の「強み」を生かし、得意分野でオンリーワンをめざすなど、新たな事業展開を図るために作成する「研究開発等事業計画」を京都府知事が認定する制度

### ○ 各種支援施策等

認定された場合、一定の期間、以下の支援施策が利用できます。

- ・ 不動産取得税の軽減措置
- ・ 京都府中小企業新技術開発応援制度(中小企業チャレンジ・バイ)

京都府元気印中小企業認定制度の詳細は下記URLから御覧いただけます。

<http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/1177388457956.html>

## 京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業 FAQ

### 1 趣旨関連

|   | 質問                              | 回答  |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 支援メニューは、それぞれどのような事業化段階に適用されますか。 | <p>本事業は、新商品開発や新分野進出を実現する企業単独に対し、事業計画段階から試作・開発、販路開拓・設備投資等に至るまで、多様な事業化の段階に対応できるよう、次の3つの支援メニュー(6つのコース)を設けています。</p> <p><b>I 事業創生型</b><br/>新規事業計画の見極めのための市場調査等を支援</p> <p>① 開業支援コース<br/>開業後5年までの企業向けで、新規事業に関する需要開拓の取組段階</p> <p>② 事業可能性調査コース<br/>新規事業計画の見極め及びブラッシュアップのための取組段階</p> <p><b>II 試作・開発等型</b><br/>製品化に必要な試作、応用・生産技術開発を支援</p> <p>① 試作・製品化コース<br/>新製品・サービスの試作品やサービス基盤等の開発による機能性や必要スペック等の検証段階</p> <p>② 応用・生産技術開発等製品化コース<br/>実用化に向けた応用研究や生産技術開発を通じた製品等開発の完遂、事業化達成を目指す段階</p> <p><b>III 販路開拓・設備投資等型</b><br/>事業化に向けた販路開拓や量産設備導入を支援</p> <p>① 販路開拓コース<br/>自社の強みを活かした優位性又は差別化要素を備えた新規事業に関する需要開拓段階</p> <p>② 設備投資コース<br/>新規事業の事業化段階における生産体制の構築、販売・サービス提供の拠点整備等の設備導入段階</p> |

### 2 応募資格関連

|   | 質問  | 回答  |
|---|---|---|
| 1 | 対象となる会社は、何を指しますか。                               | 株式会社、合同会社(LLC)、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社を指します。<br>社会福祉法人、NPO法人、公益法人は対象となりません。 |
| 2 | 企業組合の構成事業所ですが、申請できますか。                          | 企業組合の構成事業所は、一事業者と認めております。決算書は企業組合から構成事業所の内訳をもらってください。                   |
| 3 | 府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。                    | 申請は、事業者(企業)単位になります。<br>府内に複数の支社を有する場合は、事業者(企業)全体で一応募としてください。            |
| 4 | 大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。 | 京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。  |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 5 | 本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点(研究施設や工場)が京都府外の場合でも応募できますか。 | 事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。   |
| 6 | 応募時点で、まだ創業(開業)していないのですが、創業(開業)予定者は対象となりますか。               | 本事業は、既に事業を営んでいる中小企業等が新たに取り組む事業展開に対し支援するものです。<br>創業(開業)予定者は、対象なりません。   |
| 7 | 個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。                    | 変更届を提出することで、補助事業を継続することができます。   |
| 8 | 応募資格を満たす中小企業者と大学等研究機関で応募できますか。                            | 大学等研究機関と連携した事業であっても、提案者(補助事業者)は中小企業者単独での応募になります。大学等研究機関は補助金の直接の交付先にはできません。ただし、提案者(補助事業者)が大学等研究機関と共同研究等の委託契約などを結んだ場合の委託料を補助対象経費に計上することは可能です。 |

### 3 対象事業関連

|   | 質問  | 回答   |
|---|---|--|
| 1 | 府や国等が実施する他の公的な補助金や助成金等の採択を受けて、事業を実施していますが、本補助金にも応募できますか。  | 他の補助金等の申請事業とは全く異なる事業計画であり、両者の補助対象物とその費用を明確に区分することができる場合は、応募可能です(提出書類に併願内容について記載してください)。<br>ただし、他の補助金等において、併給や併願が認められているかどうか、当該補助金等の実施団体に事前確認をお願いします。 |
| 2 | 府や国等が実施する他の公的な補助金や助成金等に申請している内容と同一のテーマで、本補助金に応募(併願)できますか。 | 申請済みの他の補助制度で併願が認められている場合は、提案書に併願内容を記載の上、申請することは可能です。(併給は不可)。<br>ただし、併願先の審査スケジュールに関わらず、本事業の評価過程で辞退意向有無等の判断を求めることがあります。                                |

### 4 対象経費関連

|   | 質問                                       | 回答  |
|---|--|---|
| 1 | 中古の機械設備等の購入費は補助対象となりますか。                 | 中古市場が確立されている場合で、中古機械設備販売業者を通じた購入であって、複数社から同等品の相見積を徴取し価格設定の適正性が明確である場合に限り、対象とします。                        |
| 2 | 直接人件費(提案事業の実施に直接必要な経費に限る)の積算方法は指定がありますか。 | 基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と、上限2,000円を比較して、低い方となります。ただし、提案時には、厳密な時間単価の計算は不要であり、一律2,000円として計算していただければ結構です。 |

### 5 対象期間関連

|   | 質問                     | 回答   |
|---|------------------------|--|
| 1 | 交付決定前に見積書を取得しても構いませんか。 | 補助対象期間内に発注・契約、納品、支払いをしたものが支援対象ですが、見積書の取得は問題ありません。  |
| 2 | 交付決定前に事業着手することはできますか。  | 原則、補助金の交付決定後に事業着手(発注・契約等)されたものが支援対象です。<br>ただし、交付決定後の着手では事業の遂行に支障をきたすと認められるときは、例外として補助金交付決定日より前に事業着手すること(以下、「事前着手」という。)を認める場合があります。その場合でも事前着手ができるのは平成28年4月1日以降です。また、事前着手をした場合でも、補助金交付決定日までに完了するものは認められません。<br>事前着手が認められる範囲については、採択決定後に審査・決定します。 |



|   |  |   |
|---|--|---|
|   |  | <p>事前着手を含めた期間の事業計画提案の採択を受けられた場合でも、事前着手に必要な経費が認められない場合がありますので、事前着手の計画提案をする場合は、その旨を承知した上で、計画提案を行ってください。</p> <p>なお、採択決定前に事前着手する場合は、特にFAQの最後に記載している別表(事業実施に当たっての経理処理の注意事項)にご注意ください。</p> |
| 3 | 補助対象物の商品の代金を補助対象期間後に支払いますが、補助対象となりますか。 | <p>補助対象となりません。</p> <p>補助対象期間内に発注・契約、納品、支払いをしたものが、補助対象となります。</p> <p>支払い方法は、原則銀行振込とします。手形等による支払いを行う場合も、この期間内に決済(口座からの引き落とし)されたものが、補助対象となります。</p>                                      |

## 6 支援規模関連

|   | 質 問                                 | 回 答   |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 提案書に記載した支援希望額を上回って、支援を受けることはできますか。  | 提案書の支援希望額を上回って、支援を受けることはできませんので、提案書作成時の積算は十分に精査してください。  |
| 2 | 当初の交付決定額より補助金額を上回って、支援を受けることはできますか。 | <p>当初の交付決定額より補助金額を上回って、支援を受けることはできません。</p> <p>事業精査の結果、当初の交付決定額より減額した金額とすることは可能ですが、変更申請等の手続きが必要となる場合があります。</p> |

## 7 提出書類関連

|   | 質 問   | 回 答   |
|---|---|---|
| 1 | 決算期を一期も迎えていない場合、決算書や確定申告書に代わるものは、何を提出すればよいですか。                  | 創業時から直近月末までの試算表(収益、費用、資産、負債等の状況がわかるもの)を提出してください。  |
| 2 | 個人事業主の確定申告書の写しは、何を提出すればよいですか。                                   | <p>次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白色申告の場合<br/>確定申告書(一表、二表)、収支内訳書</li> <li>・青色申告の場合<br/>確定申告書(一表、二表)、青色申告決算書</li> </ul>  |
| 3 | 推薦書(Ⅰ事業創生型及びⅢ販路開拓・設備投資型のみ)や提案書の「コーディネータの推薦コメント記入欄」は、誰が記入するのですか。 | <p><b>【Ⅰ 事業創生型】及び【Ⅲ 販路開拓・設備投資型】</b><br/>提出先の中小企業応援隊が、提案書を提出いただいた後に推薦書を記入し、添付しますので、提案者の方は推薦書の記入や添付の必要はありません。</p> <p><b>【Ⅱ 試作・開発等型】</b><br/>提案書を提出する前に京都産学公連携機構に登録しているコーディネータ(京都産業21のコーディネータ等)にあらかじめ推薦コメントをもらい、提案者が記入したうえで提出してください。</p> |

## 8 その他

|   | 質 問                    | 回 答  |
|---|------------------------|--|
| 1 | 事業採択後に計画を変更することはできますか。 | 事業計画に変更が生じないように進めてください。やむを得ず事業計画を変更する必要がある場合は、速やかにご相談ください。なお、事業計画を変更される場合は、資金支援の打ち切りや減額となる場合がありますので、ご注意ください。 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 2 | 同一事業計画で同じコースに複数回適用はできないことになっていますが、昨年度までにエコノミック・ガーデニング支援強化事業の採択を受けている場合にコース名が変更されていますが制限はありますか。 | 昨年度までの事業と今年度の事業で同一のコースとみなされるものは重複適用できません。なお、京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業のほかにも同一のコースとみなされるものがありますので、これまでに下記の対象補助事業の採択を受けている場合は、応募要領に記載されている各コースの提出先にご確認ください。<br><br>【対象補助事業】<br>・京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業<br>・中小企業R&D支援事業<br>・みやこ構想セカンドステージ加速化推進事業<br>・産学連携促進事業補助金 など |
| 3 | 昨年度までにエコノミック・ガーデニング支援強化事業の採択を受けた事業を実施中ですが、同一の事業計画で異なるコースへの応募は可能ですか。                            | 応募は可能です。<br>ただし、重複しての事業実施は認められませんので、今年度の事業の交付決定前(事前着手の場合は、着手日前)に現在実施中の事業を完了している必要があります。  |
| 4 | 採択後、事業を実施するに当たって経理処理で特に注意することはありますか。   | 事業実施に当たっての経理処理等の詳細については、採択決定後にお知らせいたします。<br>なお、特にご注意いただきたいことをFAQの最後で、別表(事業実施に当たっての経理処理の注意事項)に記載しておりますのでご確認ください。  |

## 9 事業体系ごとの特記事項

### < I 事業創生型、II 試作・開発等型及びIII 販路開拓・設備投資等型内販路開拓コース関連 >

|   | 質 問  | 回 答  |
|---|--|--|
| 1 | 総務人事、一般事務などの間接的業務に要する経費(事務機器や総務システム等)は、補助対象となりますか。 | 補助対象となりません。<br>提案事業の実施に直接必要な経費のみが、対象となります。   |
| 2 | 短期アルバイトの雇用期間は、どのようなスパンですか。                         | 短期アルバイトとは、補助事業対象期間のうちスポット的に雇用するアルバイトを指します。   |
| 3 | 国内外出張時の費用に制約はありますか。                                | 事業計画に基づく出張の必要性や補助対象経費、補助額等について、最も経済的かつ合理的な経路により算出されたものが補助対象となります。<br>グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助となりません。<br>また、社内規定等に基づく社会通念上、妥当な範囲内の宿泊費は補助対象となりますが、飲食代は対象外です。パック料金などで朝食代等の控除ができない場合は、全額対象外となりますので、注意してください。 |
| 4 | 外貨で支払った場合、証拠書類は何かが必要ですか。                           | 領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要となります。   |
| 5 | 既存のホームページを拡充する場合、補助対象となりますか。                       | 資料等により、今回の補助対象の範囲が明確な場合は、補助対象となります。  |

### < I 事業創生型内開業支援コース関連 >

|   | 質 問   | 回 答                             |
|---|---|---------------------------------|
| 1 | 平成23年4月1日以前から個人事業主として開業しており、平成23年4月1日以降に法人成りをしましたが、法人として開業支援コースの申請は可能ですか。 | 法人の設立日が平成23年4月1日以降の場合は、申請は可能です。 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 2 | 平成 23 年 4 月 1 日以降に事業承継し開業しましたが、開業支援コースの申請は可能ですか。                                   | 税務署への開業届に記載されている開業日が平成 23 年 4 月 1 日以降であれば申請は可能です。                                    |
| 3 | 平成 23 年 4 月 1 日以前に開業(又は会社設立)し、休業期間があり、平成 23 年 4 月 1 日以降に再開していますが、開業支援コースの申請は可能ですか。 | 開業届の写し又は履歴事項全部証明書に記載されている開業日又は会社設立の日が平成 23 年 4 月 1 日以降の場合のみ申請可能です。なお、他のコースには申請は可能です。 |

### <Ⅲ 販路開拓・設備投資等型内設備投資コース関連>

|   | 質 問                        | 回 答   |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 補助対象となる土地・建物の賃借料に制限はありますか。 | 当該設備の着工から設置・稼動するまでの期間中の賃借料が、補助対象となります。<br>設備を導入し、稼動後の賃借料は、対象となりません。 |

※その他ご不明な点があれば、提出を検討している各コースの提出先にご相談ください。

## 別表（事業実施に当たっての経理処理の注意事項）

事業実施に当たっての経理処理方法等については、採択決定後に詳細をお知らせいたします。  
下記には、特にご注意いただきたいことのみを記載しております。

|   |
|---|
| <b>① 証拠書類等</b>  |
| 原則として、事業の対象経費として認められるのは、次の書類が整っているものに限り、必ず整理保管しておいてください。<br><br>※見積書、発注書・契約書、納品書・完了報告書、請求書、口座振込依頼書(領収書)等<br><br>また、委託、請負や機械装置の購入などで50万円を超える取引の場合は、複数の会社からの見積をとる必要があります。   |
| <b>② 経費の支払い等について</b>  |
| 経費の支払いにあたっては、他の事業と合算した支払や相殺しての支払は行わないでください。<br>また、補助対象事業者(代表者)の名義での取引でなければなりません。<br>支払いは、原則として銀行振込としてください。やむを得ない場合は、次の支払方法を認めますが、特に記載の点にご注意ください。<br><br><現金払い> 宛先(補助事業者名)、支払先の記名・押印、但し書き(領収内容がわかること)、日付が記載された領収書が必要です。(レシートは不可です。)<br><br><手形・小切手による決済> 手形・小切手の控え及び当座勘定照合表(インターネットからの入出金明細書も可)が必要です。ただし、いわゆる廻し手形(裏書譲渡記載のある手形)は認められません。<br>また、補助対象期間内に決済されないものは対象外となります。(支払期日にご注意ください。)<br><br><クレジットカード決済> カード会社発行の「カードご利用代金明細書」(インターネットによる明細のコピー可)、クレジットカード決済口座の通帳の該当部分のコピーが必要です。<br>なお、口座からの引き落としが事業期間内に完了している必要があります。<br>また、原則として、カード名義は、法人の場合は法人名義のカード、個人事業主の場合は、そのカードの個人名義に限ります。 |